

東海村立中丸小学校PTA会則

第1章 名称

第1条 本会は、東海村立中丸小学校PTAと称し、事務局を学校に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は、学校と家庭、社会との提携により、民主的教育の樹立と児童福祉の増進に努めるとともに、会員相互の教養を高め親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 児童の安全に関すること。
- (2) 児童の福祉に関すること。
- (3) 学校の教育的環境に関すること。
- (4) 会報発行に関すること。
- (5) 学級、学年の懇談会、集会に関すること。
- (6) 会員の研修に関すること。
- (7) 関係機関、団体との連絡提携に関すること。
- (8) 会員、児童の慶弔に関すること。
- (9) その他、本会において必要と認めた事業に関すること。

第3章 運営

第4条 本会は、教育を目的とする民主団体として、自主的に活動し、児童福祉のため活動する。

2 本会は、他の社会的諸団体及び機関と協力するが、これらの支配、干渉を受けない。

第5条 本会は、学校運営について、その活動を支援するための意見を述べ、参考資料を提供するが、学校管理には関与しない。

第4章 会員

第6条 本会の会員は、東海村立中丸小学校に在籍する児童の保護者及び教職員とする。

第7条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第5章 会計

第8条 本会の運営費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第9条 会費は、普通会計費及び特別会計費とし、総会において額を決定する。普通会計費は本会の運営に、特別会計費は別に定める東海村立中丸小学校PTA特別会計規定に従うところに充て、その残額は次年度に繰り越すことができる。

第10条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名(うち1名は教職員)
- (3) 書記 2名(1名は保護者, 1名は教職員)
- (4) 会計 2名(1名は保護者, 1名は教職員)

2 役員は、必要に応じ役員会を開催し、第15条の任務その他について調整を図るものとする。

第12条 役員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第13条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 役員は会員の中から選出する。
- (2) 役員は、役員選考委員会により推薦された候補者を総会で承認する。

第14条 役員の兼任は認めない。

第15条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会任を統括し、総会及び総務委員会を招集し、これを司会する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、これを代理する。
- (3) 書記は、本会の事務を司り、総会及び総務委員会の議事を記録し、各種会合について通知する。
- (4) 会計は、本会のすべての経理を担当し、総会において会計監査委員の監査を経て決算報告をする。

第7章 会計監査

第16条 本会に会計監査委員2名を置く。任期は1年とし、再任することができる。

第17条 会計監査委員は、役員選考委員会で選考し、総会の承認を受ける。

第18条 会計監査委員は、年度内の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第8章 会議

第19条 本会は、次の会議を開く。

- (1) 総会は年度当初にこれを開く。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。
- (2) 総務委員会は、必要に応じ随時開くことができる。
- (3) 専門委員会、学年委員会、地区委員会及び役員選考委員会は、必要に応じ随時開くことができる。
- (4) 会議における議決は、出席者の過半数の同意を要する。
- (5) インターネットに接続されている情報通信機器を使って総会の議決を行うことができるものとし、承認または非承認の意思を示さなかった会員については欠席者とみなすこととする。

オノヤ 心云

- 第20条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 2 総会は本会の最高議決機関であり、事業、予算、決算等の審議、役員を選出、その他重要事項を議決し、定足数は会員の3分の1とする。
 - 3 臨時総会は、総務委員会が必要と認めるとき、又は会員の3分の1以上の要求があったとき、会長が召集する。

第10章 総務委員会

- 第21条 本会に総務委員会を置く
- 2 総務委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、本会の役員、専門委員会の委員長、学年委員会の委員長、地区委員会の委員長及び役員選考委員会の委員長並びに学校長で構成する。
- 第22条 総務委員会の任務は、次のとおりとする。
- (1) 総会の議事及び日程を立案する。
 - (2) 専門委員会、学年委員会、地区委員会及び役員選考委員会の連絡調整を行う。
 - (3) 必要がある場合、予算委員会等の特別委員会を設ける。
 - (4) その他重要事項を処理する。

第11章 専門委員会

- 第23条 本会に生涯学習委員会及び楽しい学校づくり委員会の2専門委員会を置く。
- 2 委員は、学年ごとに会員の中から1名程度を選出し、全学年で6名程度で構成し、委員長1名を各専門委員会において互選する。
 - 3 専門委員長は、必要に応じ会議を開催し、事業内容、予算等について専門委員会間の調整を図るものとする。
 - 4 専門委員長を除いた各専門委員の中から、役員選考委員それぞれ1名を選出する。
- 第24条 専門委員会は、総会及び総務委員会の議決事項を実践するための諸活動を行う。
(第24条の4を第23条の3にする)
- 2 生涯学習委員会は、すべての会員がよりよい保護者、教職員になることを目指し、会員相互のつながりを深め、学校、児童、家庭の連携を親密にするために必要な事業を行う。
 - 3 楽しい学校づくり委員会は、教育環境の充実改善を図るとともに、児童の健やかな成長と会員の健康づくりに協力するために必要な事業を行う。
 - 4 専門委員長は、必要に応じ会議を開催し、事業内容、予算等について専門委員会間の調整を図るものとする。

第12章 学年委員会

- 第25条 本会に学年ごとに学年委員会を置く。
- 2 学年委員会は、本会の目的に従い、当該学年に適応した事業を行う。
 - 3 委員は、学年ごとに会員の中から2～4名程度を選出し、各学年ごとに委員長1名を各学年委員会において互選する。
 - 4 学年委員長は、必要に応じ学年ごとに会議を開催し、事業内容、予算等について調整を図るものとする。また必要に応じて学年間での調整を図るものとする。
 - 5 学年委員長を除いた委員の中から、役員選考委員2名を選出する。

第13章 地区委員会

- 第26条 本会に地区ごとに地区委員会を置く。
- 2 地区委員は、互いに協力し、本会の円滑な運営を図るため、地区内会員の連絡調整に当たるとともに、児童の校外生活指導を行う。
 - 3 委員は、地区ごとに会員の中から2名程度を選出し、地区代表1名を各地区委員会において互選する。
 - 4 地区代表は、必要に応じ会議を開催し、事業内容、予算等について地区間の調整を図るものとする。
 - 5 地区代表を除いた委員の中から、役員選考委員1名を選出する。

第14章 役員選考委員会

- 第27条 本会に役員選考委員会を置く。
- 2 役員選考委員会は、本会の次年度の役員を選考する。
 - 3 委員は、専門委員の中から2名、学年委員の中から2名、地区委員の中から1名を選出し、計5名で役員選考委員会を構成する。委員長1名及び副委員長1名を役員選考委員会において互選する。
- 第28条 本会則は、総会において出席者の過半数以上の同意によって改正することができる。ただし、改正案の提出については、その内容を総会の前に全会員に通知しなければならない。
- 第29条 本会の運営に必要な細則は、別に定める。

附 則 本会則は、

昭和28年	5月9日	一部改正	平成7年	4月23日	一部改正
昭和32年	4月27日	一部改正	平成10年	4月18日	一部改正
昭和35年	4月21日	一部改正	平成18年	4月15日	一部改正
昭和36年	4月19日	一部改正	平成19年	4月21日	一部改正
昭和46年	5月9日	一部改正	平成20年	4月19日	一部改正
昭和47年	4月26日	一部改正	平成22年	4月17日	一部改正
昭和51年	4月21日	一部改正	平成30年	4月21日	一部改正
昭和52年	4月28日	一部改正	平成31年	4月20日	一部改正
昭和59年	4月21日	一部改正	令和2年	5月7日	一部改正
昭和60年	4月27日	一部改正	令和6年	4月24日	一部改正
平成3年	4月20日	一部改正	令和7年	4月19日	一部改正
平成4年	4月18日	一部改正	令和8年	4月18日	一部改正

この会則は、令和8年4月18日から施行する。

東海村立中丸小学校PTA慶弔規定

PTAにおいて取り扱う慶弔は、次の通りとし、その都度の協議は、総務委員会とする。

慶弔を受けた場合、一切返礼はしないこととする。

- 1 職員の転退職記念品
- 2 会員の見舞い及び弔慰
- 3 児童の見舞い及び弔慰
- 4 功労者の表彰及び慰労

職員の転退職記念品

- ① 職員の転退職の際に記念品を贈る。(花束等)

会員の見舞い及び弔慰

- ① 会員の死亡 15,000円とする。
- ② 不慮の災害 都度協議する。

児童の見舞い及び弔慰

- ① 児童の死亡 15,000円とする。
- ② 不慮の災害 都度協議する。

この規定は、昭和51年4月21日から効力を発する。

附 則

本規定は、	昭和59年	4月21日	一部改正
	昭和60年	4月27日	一部改正
	平成元年	4月22日	一部改正
	平成6年	4月23日	一部改正
	平成11年	4月17日	一部改正
	平成22年	4月17日	一部改正

東海村立中丸小学校PTA特別会計規定

PTAの特別会計において取り扱う項目は、学芸向上研修、慶弔、その他とし、その内容は次の通りとする。その都度の協議は、総務委員会とする。

- 1 学芸向上研修
 - ① 児童の学芸向上のため必要と認められるもの。その内容と金額については、その都度協議する。
- 2 慶弔
 - ① 東海村立中丸小学校PTA慶弔規定に従う。
- 3 その他
 - ① PTA運営上特に措置を講ずる必要があるもの。その内容と金額については、その都度協議する。

この規定は、平成19年4月21日から効力を発する。